

ID: 35

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町上高根沢地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例 規 番 号	平成11年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (利用料)</p> <p>第5条 前条第1項ただし書の規定により町長の許可を受けてコミュニティセンターを利用する者は、次条の規定により定められた利用料を納付し、利用券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項に規定する利用料を自己の収入とすることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日